いじめ防止等対策の取り組みについて

秋田工業高等専門学校

	点検項目	令和７年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教員会議にて周知した。全教職員への理解促進のため、学内グループウェアでも日常的に閲覧できる体制を整備している。	左記に加えて、全教職員を対象に「いじめ防止に関する理解度チェックテスト」を行った。引き続き、教員会議等での周知やチェックテストの実施により意識啓発を行う。	ー
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	引き続き定期的に開催する。	引き続き、定期的に委員会を開催し情報共有や必要に応じて協議を行う。	ー
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	3月～4月に動画教材を活用して「性同一性障害」をテーマに実施した。	引き続き、全教職員を対象とした研修を実施し、意識啓発を行う。	ー
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	教員会議にて周知した。	引き続き、教員会議等での周知やチェックテスト活用により共通理解を徹底する。	ー
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	同上	引き続き、教員会議等での周知を図るとともに、学校HPへの掲載を継続する。	ー
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	同上	引き続き、教員会議等での周知やチェックテスト活用により共通理解を徹底する。	ー
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	教員会議にて周知するとともに、委員会での役割を定めている。	引き続き、教員会議等での周知やチェックテスト活用により共通理解を徹底する。	ー
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	「運営会議」や「学校いじめ対策委員会」で共有できるようになっている。	左記に加えて、学校独自の報告記録様式を作成し、迅速に関係教職員で事案を共有できる仕組みを構築した。引き続き、各種委員会にて情報共有を行う。	ー
9	令和6年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	年度末の委員会にて検証し、次年度の計画に反映するようにしている。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正を行う。	ー
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	委員会で結果を検証した後に、教員会議にて周知している。	引き続き、定期的にアンケートを実施し、教員会議等で調査結果について情報共有を行う。また、アンケート名称や内容に「いじめ」のワードを使用せずに、学生がアンケートに答えやすいように工夫する。	令和8年6月から実施済み
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを含み役割を明確にし、教職員間で情報を共有している。	引き続き、専門家と連携し、万全のサポート体制を整えると共に適宜関係教職員間で情報共有を行う。	ー
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	10月に1年生を対象にスクールカウンセラーを講師として講演会を実施し、11月～12月に2～5年生を対象にその動画を視聴する形で実施した。	引き続き、学生を対象とした講演会を実施する。	ー
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	講演会の実施、その他必要に応じてその都度、担任を通じて指導を行っている。	引き続き、いじめ防止に関する講演会の実施や担任等の指導により、いじめに対する理解を深める取組みを行う。	ー
14	学生自らが、いじめ問題にが主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生会によるいじめ防止ポスター募集企画を行った。	引き続き、学生会によるいじめ防止ポスター募集企画を行うなど、学生の主体的な取り組みを推進する。	ー
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	毎年４月に最新の学校いじめ防止計画を学校のウェブページ・学生便覧等を通して周知している。	引き続き、いじめ防止等の対策を学校HPや学生便覧を通じて周知し、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制の構築に努める。	ー
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	徹底している。	引き続き、「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」に従い、適切かつ迅速な対応を徹底する。	ー
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部の有識者が出席する運営協議会において、いじめ防止等基本計画や取組の内容を説明した。	引き続き、外部有識者が出席する会議等において、いじめ防止等基本計画等の内容を説明し、連携・協力体制を構築する。	ー
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	近隣の警察署とは、日ごろから連携を密にしている。いじめに限らず、交通指導、薬物乱用防止等、情報モラルの講演等、定期的なイベントや指導を連携して行っている。また、互いの連絡窓口は一本化されている。	引き続き、近隣の警察署と連携を密にして、事案発生時に速やかに対応できる体制を維持する。	ー